

福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱

制定 平成18年4月3日付け17農技第8151号ー2農政部長通知
一部改正 平成20年4月1日付け20農安第233号ー2農林水産部長通知
一部改正 平成21年4月1日付け21農安第3号ー2農林水産部長通知
一部改正 平成22年4月1日付け22農安第102号ー2農林水産部長通知
一部改正 平成23年4月1日付け23農安第10号ー2農林水産部長通知
一部改正 平成24年4月6日付け23農安第3606号農林水産部長通知
一部改正 平成25年5月16日付け25食地産第363号農林水産部長通知
一部改正 平成27年7月16日付け27食地産第300号農林水産部長通知
一部改正 平成28年5月31日付け28食地産第37号農林水産部長通知
一部改正 令和2年4月30日付け2食地産第68号農林水産部長通知
一部改正 令和2年12月28日付け2食地産第2781号農林水産部長通知
一部改正 令和4年2月28日付け3食地産第3219号農林水産部長通知
一部改正 令和4年4月28日付け4食地産第72号農林水産部長通知
一部改正 令和5年3月20日付け4食地産第2462号農林水産部長通知
一部改正 令和6年4月1日付け5食地産第2134号農林水産部長通知
一部改正 令和7年4月1日付け6食地産第2698号農林水産部長通知
一部改正 令和7年6月19日付け7食地産第532号農林水産部長通知

(趣旨)

第1 将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、県民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備、食育の推進等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

福岡県消費・安全対策交付金（以下「交付金」という。）は、このような観点に立って、各地域が、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、その自主性・独創性を発揮しながら推進する総合的な取組を支援し、もって、本県の食品の安全と消費者の信頼の確保及び食料安全保障の確立、さらには県内農林水産業及び食品関連産業等の健全な発展に資するものとする。

(通則)

第2 交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日3消安第7340号。以下「交付等要綱」という。）、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日16消安第10272号。以下「実施要領」という。）及び福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業内容等)

第3 第1の趣旨を踏まえ、交付金は、次に掲げる目的のために事業実施主体が実施する取組に必要な経費に充当するものとする。

（1）農畜水産物の安全性の向上

(2) 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止

(3) 地域での食育の推進

- 2 前項第1号から第3号までの政策目的を達成するための具体的な目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体、経費並びに交付率は、別表1（事業実施主体については、暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体を除くものとする。）のとおりとする。

なお、別表1の事業メニュー及びその内容の欄の事業メニューを実施するに当たっては、農林水産省消費・安全局長及び農産局長（以下「消費・安全局長等」という。）が別に定めるガイドラインによるものとする。

- 3 交付金による事業の実施期間は、原則として1年とする。

(流用の禁止)

- 第4 別表1の区分及び目標が異なる事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(目標値)

- 第5 事業実施主体は、取り組むべき課題に応じ、別表1の目標の欄の目標ごとに、別表2に基づき、事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定する。

- 2 事業実施主体は、前項で設定した目標値を達成するために必要となる事業メニューを別表1の事業メニュー及びその内容の欄から選択する。また、当該目標値の達成に必要な場合には、別表1の事業メニュー及びその内容の欄に示された事業の内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案型事業」という。）も実施できるものとする（当該目標値が別表2の目的及び目標の欄に示された目標のうち地域での食育の推進に対応するものである場合（以下「地域での食育の推進の場合」という。）を除く。）。

- 3 事業実施主体は、必要に応じて、複数の目標について目標値を設定し、それぞれの目標ごとに事業メニューを選択し、実施することができる。

(事業実施計画の提出)

- 第6 交付金の交付を受けようとする市町村の長又はその他の事業実施主体の長（以下「市町村長等」という。）は、別記様式第1号により、目標値、選択した事業メニュー、事業実施主体、交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業実施計画書を作成し、知事の求めがあったときは、第7第1項の規定による交付申請書の提出より前に事業実施計画を提出するものとする。

- 2 市町村の長は、前項の事業実施計画書の作成に当たっては、次項に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画書の内容を含め作成するものとする。その際、目標値の設定に当たっては、市町村全体で一つの目標値を設定するものとする。

- 3 事業実施主体が農業協同組合、営農集団及び特認団体等であり市町村の長が当該事業実施主体に対して助成する事業については、当該事業実施主体は、毎年度、実施する目標ごとに目標値を設定するとともに、その達成に必要な事業メニューの選択を行い、別記様式第1号に準じて事業実施計画書を作成の上、当該事業実施主体が属する市町村の長に提出する。

(申請手続)

- 第7 規則第3条に基づく申請書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

- 2 交付金の交付を受けようとする市町村長等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経

費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

- 3 市町村長等は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、事業実施期間中に実施する環境負荷低減の取組について、別記様式第 2 号別添により併せて提出しなければならない。

ただし、特別交付型交付金の交付が必要な対策であって、緊急かつやむを得ない事情により申請書の提出に当たり別記様式第 2 号別添の提出が困難な場合は、申請書提出後の提出を可能とするなど柔軟に対応できるものとする。

（交付申請書の提出期限）

- 第 8 規則第 3 条の規定による申請書の提出期限は、毎年度、知事が別に定める日までとする。

（交付金の算定等）

- 第 9 県は、毎年度、予算の範囲内において、次項により算定する交付金について、市町村長等に交付するものとする。

- 2 県は、第 7 第 1 項により市町村長等から提出される交付申請書に添付される事業実施計画書に記載された目標値、事業計画の内容、対象区域の状況等、市町村長等ごとの要望額及び事後評価結果を基に、国から県に対して交付される交付金の額を勘案して各市町村長等に交付する交付金の額を算定する。

- 3 県は、年度途中の埋設農薬の漏えい、家畜及び養殖水産動植物の疾病のまん延や農作物の重要病害虫の発生等の緊急事態に機動的に対応できるよう、知事が必要と認める場合は特別交付型交付金として市町村長等に交付するものとする。

（交付金の交付決定）

- 第 10 規則第 5 条に規定する交付決定における条件としては、次に掲げるものを付することとする。

- （1）市町村長等は、この要綱に基づいて行う事業については、適正化法、適正化法施行令、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「国規則」という。）、交付等要綱及び実施要領の定めに従わなければならない。
- （2）間接交付事業を行う市町村の長は、概算払により当該交付金に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく事業実施主体に交付しなければならない。
- （3）間接交付事業を行う市町村の長は、当該交付金の交付に際しては、事業実施主体に対しこの交付金に係る規則、要綱等に従うことを条件として付さなければならない。

（交付決定の取消）

- 第 11 知事は、事業実施団体が規則及び第 10 に規定する条件に違反した場合、不正の手段により交付金の交付決定を受けた場合又は第 3 第 2 項の括弧書きに示す団体であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(計画変更の承認)

第12 交付金の交付を受けた市町村長等は、目標値の達成に資する場合には、事業メニュー等事業実施計画書の内容を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 目標を追加又は削除しようとする場合
- (2) 目標値を変更しようとする場合
- (3) 事業実施主体を変更しようとする場合
- (4) 交付金額の増額を伴う変更をしようとする場合
- (5) 交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）を中止し、又は廃止しようとする場合

3 第1項の場合において、新たに地域提案型事業を実施することとしたときは、変更した事業実施計画書について事前に知事に報告するものとする。

4 知事は、前項の報告を受けた場合には、必要に応じ、市町村長等に対し意見を述べるができるものとする。

5 第1項の場合において、地域での食育の推進の場合であって、次の各号いずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 新たに事業を実施しようとする場合
- (2) 交付金額の減額を伴う変更をしようとする場合

6 知事は、第2項及び前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第13 規則第5条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、第12第2項及び第5項の規定により知事の承認が必要となる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第14 市町村長等は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、交付金の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(報告書)

第15 事業の着手は、原則として、交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合については、市町村長等は、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第5号）を、知事に提出するものとする。

2 前項のただし書により交付決定前に着手する場合については、市町村長等は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、交付金の交付が確実である旨の知事からの文書による通知を受けて、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

3 知事は、第1項のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検

討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。

- 4 市町村長等は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。ただし、市町村長等が交付申請後に交付決定前着手届を提出した場合、知事が記載するものとする。
- 5 市町村長等は、交付金の交付決定に係る年度の11月30日現在において、別記様式第6号により遂行状況報告書を作成し、翌月の10日までに知事に提出するものとする。ただし、別記様式第7号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。
- 6 前項による報告のほか、知事は、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長等に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払の請求)

- 第16 市町村長等は、交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式第7号の交付金概算払請求書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付金の概算払をするものとする。

(実績報告)

- 第17 規則第13条の実績報告書は、別記様式第8号のとおりとし、市町村長等は、交付事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の4月30日）までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 市町村長等は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第9号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長等は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、同ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長等は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、事業実施期間中に実施した環境負荷低減の取組について、別記様式第2号別添により併せて提出しなければならない。
ただし、特別交付型交付金の交付が必要な対策であって、緊急かつやむを得ない事情により実績報告書の提出に当たり別記様式第2号別添の提出が困難な場合は、実績報告書提出後の提出を可能とするなど柔軟に対応できるものとする。

(交付金の額の確定等)

- 第 18 知事は、第 17 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、市町村長等に通知するものとする。
- 2 知事は、市町村長等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（市町村において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 19 市町村長等は、第 18 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 17 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 18 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 18 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(財産の管理等)

- 第 20 市町村長等は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 21 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定に基づく知事が定める財産は、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具並びに 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、国規則第 5 条に規定する期間とする。
- 3 市町村長等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第 22 市町村長等は、交付事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(書類の提出)

- 第 23 この要綱に基づき知事に提出する書類は、市町村の長にあっては正副 2 部（所管農林事務所長を経由）、市町村を除く団体の長にあっては 1 部とする。
- 2 市町村長等は、第 7 第 1 項の規定による交付の申請、第 12 第 2 項の規定による内容の変更、事業の中止又は廃止（以下「承認申請等」という。）については、前項の規定にかかわらず、福岡県簡易申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により承認申請等を行う場合において、この要綱に基づき当該承認申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 3 市町村長等が前項の規定によりシステムを使用する方法により承認申請等を行う場合であって、同項ただし書により当該書類の一部又は全部を書面により提出するときは、第 1 項のとおりとする。
- 4 知事は、第 2 項の規定により承認申請等を行った市町村長等に対する通知及び承認については、システムを使用する方法により行うことができる。ただし、市町村長等が書面によることをあらかじめ求めた場合は、この限りでない。
- 5 市町村長等が第 2 項の規定によりシステムを使用する方法により承認申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に関する規約に従わなければならない。

(交付金の経理)

- 第 24 市町村長等は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 市町村長等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 市町村等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 11 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前 3 項及び第 25 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

- 第 25 市町村長等は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 12 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(成果の取りまとめ及び事後評価)

- 第 26 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度（別表 1 の 2 の食料安全保障確立対策整備交付金にあっては、事業を実施した年度から起算して 3 か年経過した年度。以下同じ。）の 6 月末までに、目標ごとの事業の成果について、別記様式第 13 号に従って成果報告書として取りまとめて県に提出する。
- 2 事業実施主体が農業協同組合、営農集団及び特認団体等であり市町村の長が当該事業実施主体に対して助成する事業の場合にあっては、当該事業実施主体は前項において取りまとめた成果報告書を速やかに当該事業実施主体が属する市町村の長を経由して県に提出する。

- 3 県は、前項により事業実施主体から提出された成果報告書及び自らの成果報告書を基に、事業実施主体ごとの事後評価を実施し、必要に応じこの事後評価を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- 4 県は、事業実施主体ごとの成果報告書及び前項の事後評価の結果を踏まえ県全体の事後評価を行う。
- 5 第3項及び前項による県における事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。
- 6 知事は、事後評価の結果を公表するものとする。
- 7 第3項の措置が講じられた市町村長等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。

(その他)

第27 交付金の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月3日から施行し、平成18年度分の交付金から適用する。

(福岡県総合食料対策事業費補助金交付要綱の廃止)

- 2 福岡県総合食料対策事業費補助金交付要綱（平成14年7月8日施行）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行前に、この要綱による廃止前の福岡県総合食料対策事業費補助金交付要綱の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行し、平成25年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 16 日から施行し、改正後の福岡県消費・安全対策交付金交付要綱は、平成 27 年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 31 日から施行し、改正後の福岡県消費・安全対策交付金交付要綱は、平成 28 年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 30 日から施行し、改正後の福岡県消費・安全対策交付金交付要綱は、令和 2 年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 28 日から施行し、令和 4 年度の交付金から適用する。
(福岡県消費・安全対策交付金実施要綱の廃止)
- 2 この要綱の施行に伴い、福岡県消費・安全対策交付金実施要綱（平成 18 年 4 月 3 日付け 17 農技第 8151 号農政部長通知）は廃止する。
(経過措置)
- 3 2 による廃止前の福岡県消費・安全対策交付金実施要綱及び改正前の福岡県消費・安全対策交付金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 19 日から施行し、改正後の福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱は、令和 7 年度の交付金から適用する。

別表 1

福岡県消費・安全対策交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体、経費並びに交付率

1 食料安全保障確立対策推進交付金

区 分	目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	経費	交付率
I. 食料安全保障確立対策推進交付金	1 農畜水産物の安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	(1) 農薬の安全使用の推進 農薬の安全使用の推進及び農薬の飛散防止対策を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や啓発活動の実施、農薬使用状況の調査及び記帳指導、適正かつ安全な農薬の使用の指導及び普及を行う指導者（農薬適正使用アドバイザー等）の育成や地域ごとの農薬の使用に係る基準の策定等を行う。 (2) 農薬の適切な管理及び販売の推進 農薬の適切な管理及び販売の推進並びに農薬の飛散防止対策の推進を図るため、農薬販売者の研修・指導の実施、農薬管理指導士の育成研修等を行う。 (3) 農薬残留確認調査等の実施 登録基準への適合状況、農薬使用時の飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況及び農薬の飛散防止技術の効果を確認するため、農薬の農作物、土壌等への残留量について調査を行う。 また、生産現場で使用可能な農薬の確保に向けて、作物群での農薬登録推進のための試験を実施する。	事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(3)、(4)及び(5)については、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。）をいう。以下同じ。） 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 土地改良区 営農集団（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） 知事が地方農政局長と協議して適当と認める団体（以下「特認団体」という。） 地方独立行政法人（試験研究機関に限る。以下同じ。） 事業メニュー及びその	市町村又は左欄に規定する事業実施主体（市町村が当該事業実施主体に本交付金を交付する場合を除く。）が本要綱に基づいて行う事業に要する経費及び左欄に規定する事業実施主体（市町村を除く。）が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を市町村が交付する経費	事業費の定額（1/2以内）とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。

			(4) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証 食の安全及び消費者の信頼確保並びに食料の安定的な供給を図る観点で対策を策定するため、土壌調査や農作物のモニタリングによる実態把握及び原因究明、残留防止対策等の評価・検証を行う。 (5) 農薬による蜜蜂の被害を軽減するための対策の確立 農薬による蜜蜂被害の軽減に向けて、地域の実情に応じた蜜蜂被害軽減対策を確立する。	内容の欄の(2)については、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体		
2 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	(1) 監視体制の整備・強化 家畜の伝染性疾病の監視体制を強化するため、診断予防技術の向上、精度管理の適切な実施、サーベイランスの円滑化並びに自衛防疫及び自主管理の強化を推進する。 <地区推進事業> (2) 家畜の伝染性疾病の発生予防 家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、飼養衛生管理基準の遵守、地域における発生予防の体制整備及び野生動物や環境からの感染予防の取組を推進する。 (3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 家畜の伝染性疾病のまん延を防止するため、まん延防止の円滑化の取組、疾病発生時の体制整備を推進する。	事業メニュー及びその内容の欄の(1)については、公益社団法人福岡県畜産協会とする。 事業メニュー及びその内容の欄の(2)から(5)までについては、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 (消費・安全局長等が	市町村又は左欄に規定する事業実施主体(市町村及び市町村が当該事業実施主体に本交付金を交付する場合を除く。)が本要綱に基づいて行う事業に要する経費及び左欄に規定する事業実施主体(市町村を除く。)が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を市町村が交付する経費	事業費の定額(1/2以内)とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)については定額(2/3以内)、(5)のうち、家畜の伝染性疾病の発生・まん延リスクが高い地域における清浄性維持に向けた取組に要する経費については消費・安全局長が別に定めると	

		(4) 畜産物の安全性向上 畜産物の安全性向上を図るため、生産衛生管理体制の整備及び動物用医薬品の適正使用と危機管理を推進する。 (5) 野生動物の対策強化 野生動物による家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のため、リスクが高い地域における野生動物対策及び野生動物への感染防止対策を推進する。	別に定めるものをいう。以下同じ。） 特認団体		ころによる。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。
3 地域での食育の推進	地域での食育の推進	(1) 食育推進検討会の開催 日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供の推進等を図るための食育推進検討会を実施し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワーク構築等を行う。 (2) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 地域における食育活動を総合的かつ効果的に推進するため、食品衛生、栄養改善、農業生産、食文化等の分野において専門的に食育活動を行うボランティア活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーの育成を促進するとともに、食育推進リーダーの活動（講習会、研修会、交流会、現地指導等）を通じて食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及、農林漁業体験の機会の提供を促進する。	市町村 民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であって知事が地方農政局長と協議の上、特に認める団体。	市町村又は左欄に規定する事業実施主体（市町村及び市町村が当該事業実施主体に本交付金を交付する場合を除く。）が本要綱に基づいて行う事業に要する経費及び左欄に規定する事業実施主体（市町村を除く。）が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を市町村が交付する経費のうち消費・安全局長が別に定めるもの。	事業費の定額（事業費の1/2 以内であって、消費・安全局長が別に定める額）とする。

(3) 食文化の保護・継承のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、子育て世代や若い世代を中心とした各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

(4) 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信、商談会等、生産者と消費者との交流を促進するための取組を行う。

(5) 和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

(6) 学校給食における地場産物等活用
の促進

地場産物等の使用割合を増やすために、学校給食向け地場産物の安定供給に向けた機械・設備等の導入、学校給食における地場産物等の使用割合を増やすために、生産者とのマッチング、地場産物等を使用した献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

(7) 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズを把握し、共食の場において食材を提供する

			地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組、地域における共食の場を試験的に設けるための取組及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動を休止又は縮小等している既存の共食の場を再開するための取組を行う。 (8) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。 (9) 食品ロスの削減に向けた取組 食品ロスの削減に向けた消費者等の意識調査、飲食店等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。 (10) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催 第4次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目標達成に資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。 なお、課題解決に向けたシンポジウム等の開催については、(1)から(9)の取組と併せて行うこととする。		
--	--	--	---	--	--

2 食料安全保障確立対策整備交付金【公債発行対象経費】

区 分	目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	経費	交付率
Ⅱ. 食料安全保障確立 対策整備 交付金	伝染性疾病 ・病虫害の発 生予防・まん 延防止	家畜衛生の推進	(1) 飼養衛生管理向上施設整備 豚飼養農場における野生動物侵入防止壁、鶏舎入気口フィルター及び細霧装置の整備に対し補助を行う。 (2) 農場の分割管理の導入に係る施設整備 家畜飼養農場の分割管理に当たり追加で必要となる施設等の整備に対し補助を行う。	事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、以下のとおりとする。 ただし、市町村を除き、整備しようとする畜産経営体が直接所属するものとする。 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体	市町村又は左欄に規定する事業実施主体(市町村及び市町村が当該事業実施主体に本交付金を交付する場合を除く。)が本要綱に基づいて行う事業に要する経費 左欄に規定する事業実施主体(市町村を除く。)が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を市町村が交付する経費 事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)の事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費(附帯事務費)	事業費の定額(1/2以内)とする。 ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)に要する経費については消費・安全局長が別に定めるところによる。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。

別表 2

1 食料安全保障確立対策推進交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
I 農畜水産物の安全性の向上 農薬の適正使用等の総合的な推進	・農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 ・埋設農薬の処理進捗率	適正な農薬の販売・使用を推進し、農薬のより一層の安全性を確保するため、農薬取締法により把握される農薬の不適切な販売及び使用の発生割合について目標値を定め、その着実な実現を図る。
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止 家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度	家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守やHACCP（危害要因分析重要管理点）に基づく衛生管理手法の生産段階への導入、動物用医薬品の適正利用の取組、行政・生産者・関係団体が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止、野生動物対策等により地域における家畜衛生水準の向上を図るため、家畜衛生に係る取組の充実度について具体的な目標値を定め、確実にその達成を図る。
III 地域での食育の推進 地域での食育の推進	別表 1 の 1 の I の 3 の (1) から (3) まで、(5) 及び (7) から (10) までの事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合、併せて次の項目のうち一以上の項目を目標値として設定する。 ・食文化の継承度 ・栄養バランスに配慮した食生活の実践度 ・食育の推進に関わるボランティアの数 ・学校給食における地場産物等を使用する割合又は学校給食における地場産物活用に向けて検討した品目数 ・地域で共食したいと思う人が共食する割合 ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合 ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合	・事業実施主体が存する地域における食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及促進、食育リーダー育成、地場産物等への理解促進、共食の場における食育の推進、食品ロスの現状・削減に関する認識の深化、持続可能な食料システムの構築及び我が国の農林水産業の理解促進のため、具体的な数値目標を定め、着実にその実施を図る。

	別表１の１のⅠの３の(4)の事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び農林漁業体験をはじめとする生産者と消費者との交流に参加した者の増加割合又は延べ人数を目標値として設定する。 別表１の１のⅠの３の(6)の事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び学校給食における地場産物等を使用する割合又は学校給食における地場産物活用に向けて検討した品目数を目標値として設定する。	
--	---	--

2 食料安全保障確立対策整備交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
Ⅱ 伝染性疾病・病虫害の発生予防 ・まん延防止 1 家畜衛生の推進	施設の活用によるバイオセキュリティの向上率	家畜保健衛生所等における診断の迅速化・高度化及びバイオセキュリティの確保、多数の畜産関係車両が集合する施設における確実な車両消毒の実施並びに家畜飼養農場における飼養衛生管理向上体制の整備及び農場の分割管理の導入により家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図るため、これらの施設ごとに、その活用によるバイオセキュリティの向上率について具体的な目標値を定め、確実にその達成を図る。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名 印

（その他の事業実施主体にあつては
所在地
団体名
代表者 氏 名 印）

年度福岡県消費・安全対策交付金事業実施計画書

福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱（平成 18 年 4 月 3 日付け 17 農技第 8151 号—2 農政部長通知）第 6 に基づき、関係書類を添えて申請する。

（注）関係書類として、事業実施計画書を添付すること

年度 福岡県消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）市町村事業実施計画書
市町村等名 (年 月作成)

目 的	目 標	目標設定の考え方及び目標値	事業内容及び交付金要望額		
			事業実施主体	対象区域又は地区	交付金要望額 (うち地域提案メニュー)
I 農畜水産物の安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	(目標値)			
II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	(目標値)	<地区推進事業>		
				地区 地区 地区	
				小 計	
III 地域での食育の推進	地域での食育の推進	(目標値)			
合 計					円 (円)

留意事項
市町村以外が事業実施主体となる場合は提出を省略できる。

年度 福岡県消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策整備交付金）市町村事業実施計画書					
市町村名		(年 月作成)			
目 的	施設名	目標設定の考え方及び目標値	事業内容及び交付金要望額		
			事業実施主体	対象区域又は地区	交付金要望額 (うち地域提案メニュー)
Ⅱ 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止		(目標値)			
		(目標値)			
合 計					円 (円)

注 1：特別交付型交付金分は除く。

注 2：執行額は、当該市町村が交付を受けた交付金のうち、当該市町村以外の事業実施主体に交付した額及び当該市町村自身が事業実施主体となって執行した金額の合計額とする。

(参考)

前年度（ 年度）の交付金の執行状況

事 項	交 付 総 額	1 2 月末日までの執行額及び執行率 （確定値）	3 月末日までの執行額及び執行率 （見込み）
食料安全保障確立対策推進交付金（注 1）	円（ %）	円（ %）	円（ %）
特別交付型交付金			

注 1：特別交付型交付金分は除く。

注 2：執行額は、当該市町村が交付を受けた交付金のうち、当該市町村以外の事業実施主体に交付した額及び当該市町村自身が事業実施主体となって執行した金額の合計額とする。

事業実施主体名					
目標					
目 標 値					
現状（ 年度）			事業実施後（ 年度）		
事業の必要性及び目標値の考え方					
事業メニュー及び交付金要望額					
事業実施主体名	事業メニュー	事業量 （規格・規模等）	所要額 （円）	交付金 要望額 （円）	交付率
<地区推進事業>					

留意事項

- 1 「目標」の欄は、要綱別表 1 の目標の欄に掲げる内容を記入する。
- 2 「目標値」の欄は、3 の「事業の必要性及び目標値の考え方」に基づき記入する。
- 3 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載するとともに、目標値の設定根拠について可能な限り具体的・定量的に説明する。
なお、次表の欄に掲げる目標にあつては、同表の右欄に掲げた事項及びその具体的数値を必ず含めること。

目 標	事 項
地域での食育の推進	①事業の目的 ②実施体制 ③波及効果 ④事業成果、効果の検証方法 ※ 監督・指導等の支援の事業実施計画書を提出する都道府県においては、事業成果のみを記入。 ⑤（委託する場合）委託内容、委託先、委託予定金額 ⑥その他事業の推進に必要な事項

4 事業メニュー及び交付金要望額の欄について

- (1) 「事業メニュー」の欄は、要綱別表 1 の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューから選択したものを記入する。また、地域提案型事業を実施する場合にあつては、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例：○○に必要な分析機器の導入（地域提案型））。
- (2) 「所要額」及び「交付金要望額」の欄には、事業内容ごとに当該年度分のみの額を記入する。また、「交付金要望額」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額○○円 うち国費○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
- (3) 地区推進事業については、事業実施主体名の後に（地区）と記入するとともに、通し番号や目印を付けることなどにより、関係事業の事業実施主体との関係がわかるようにする。

記入例： 1－1 ○○県
 1－2 JA△△（地区）
 1－3 □□営農組合（地区）

- 5 本様式内に全ての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な資料（例えば地図等）を添付する。
- 6 地域での食育の推進については、地方公共団体を除く事業実施主体の場合は、当該事業実施主体について、本様式のほか、（参考）経費積算資料、定款、交付対象経費に関する謝金・旅費・賃金の支払規程、役員名簿、民間団体等の概要、直近 3 か年の決算書・事業報告書（申請前年度の事業報告書がない場合は事業計画書又は経営計画書）及びその他必要書類を添付する。

(参考)

経費積算資料

事業実施主体名

◎事業名：地域での食育の推進

(単位：円)

経費 内容	所要額(交付金要望額(A) + 事業実施主体負担額(B))														(B)	(A+B)	小計	積算根拠(詳細)
	(A)														(B)	(A+B)	小計	積算根拠(詳細)
経費内容															事業実施主体負担額	交付金要望額 + 事業実施主体負担額	事業メニューごとの(A+B)	※すべての経費について、下枠に積算根拠を記載。 ※謝金、旅費、賃金については、積算の根拠となる支払規定、内規等を添付してください。
合計																		
所要額(A+B)				交付金要望額(A)				事業実施主体負担額(B)										

※1 経費積算資料の経費内容については、別記様式第1号－3に記載する事業メニューに係る経費を記入してください。

※2 (B)事業実施主体負担額については、
・交付対象経費の場合は事業実施主体が負担する金額
・交付対象外経費
を記入してください。

市町村名		事業実施主体名		
施設名				
目標値	現状（ 年度）	事業実施後（ 年度及び 年度）		
事業の必要性及び目標値の考え方				
事業メニュー及び交付金要望額				
事業メニュー	事業量 (規格・規模等)	所要額 (円)	交付金要望額 (円)	交付率

留意事項

- 1 「目標値」の欄は、要綱別表2の目標値の欄に掲げる内容を記入する。
 なお、「事業実施後」の欄は、設置又は整備した翌年度及び翌々年度に達成すべき平均年間目標を記入する。
 ただし、農場の分割管理の導入に係る施設整備を行う場合であって、整備を開始する年度又はその翌年度までに分割管理が完了しないときは、翌々年度に達成すべき目標を記入する。
- 2 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載するとともに、目標値の設定根拠について可能な限り具体的・定量的に説明する。
- 3 事業メニュー及び交付金要望額の欄について
 - (1) 「事業メニュー」の欄は、要綱別表1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューから選択したものを記入する。また、地域提案型事業を実施する場合にあっては、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する。
 - (2) 「所要額」及び「交付金要望額」の欄には、事業内容ごとに当該年度分のみの額を記入する。
 また、「交付金要望額」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
 - (3) 要綱別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューの(2)飼養衛生管理向上施設整備のうち、野生動物侵入防止柵の整備について、補助単価が5千円/m（稼働柵は2万円/m）を超える場合には、理由書を付すこと。

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名
(記名押印又は署名)

(
その他の事業実施主体にあつては
所在地
団体名
代表名 氏 名
(記名押印又は署名)
)

年度福岡県消費・安全対策交付金交付申請書

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱第 7 の規定に基づき、交付金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

区 分	交付金額	備 考
I 食料安全保障確立対策推進交付金		
II 食料安全保障確立対策整備交付金		
合 計		

記

I 交付金の目的

II 交付金の内容及び計画

- (注) 1. その他の事業実施主体のうち特認団体及び営農集団については、代表者の氏名（フリガナ）及び生年月日が記載された資料を添付すること。なお、その他の事業実施主体が法人の場合は、氏名（フリガナ）、性別、住所、生年月日が記載された役員名簿も併せて添付すること。
2. 交付金の目的及び内容については、別記様式第 1 号による事業実施計画書を添付すること。
3. 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4. 環境負荷低減の取組については、関係書類として別添（クロスコンプライアンスチェックシート）を添付すること。

Ⅲ 経費の配分

区分	目的及び目標	総事業費	経 費 内 訳			備 考
			交付金	市町村負担金	その他負担金	
1 食料安全保障確立 対策推進交付金	福岡県消費・安全対策 交付金交付等要綱の別 表 1 の目的及び目標の 欄に掲げる事業を記載 する。	円	円	円	円	
2 食料安全保障確立 対策整備交付金						
合 計						

- (注) 1 備考欄には、事業実施主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 2 目的及び目標の欄は、別表 1 の交付率の欄に掲げる交付率が異なる事業についてはそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。

Ⅳ 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
交 付 金	円	円	円	円	
市町村費					
そ の 他					
計					

2 支出の部

区分	目的及び目標	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
				増	減	
1 食料安全保障確立 対策推進交付金	福岡県消費・ 安全対策交 付金交付等 要綱別表1 の目的及び 目標の欄に 掲げる事業 を記載する。	円	円	円	円	
2 食料安全保障確立 対策整備交付金						
計						

Ⅴ 完了予定年月日（又は事業完了年月日）

Ⅵ 予算議決（又は予算議決予定）年月日

Ⅶ 添付書類

- (1) 市町村の補助金交付に関する要綱等関係規程の写し。
- (2) 市町村にあっては予算書の写し。ただし、予算未計上の場合は予算計上確約書。
なお、団体等にあっては総会資料等収支のわかる書類。（実施計画書に添付している場合を除く。）
- (3) その他知事が指示した資料。

(別添)

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑥	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑦	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(5) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑧	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑨	☐	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(6) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑩	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑪	☐	関係法令の遵守	☐
⑫	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑬	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

(注) 1 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

2 「関係法令の遵守」については、以下の法律を遵守することを示す。

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）
- ・植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）

別記様式第3号

〇〇年度福岡県消費・安全対策交付金事業変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名
(記名押印又は署名)

その他の事業実施主体にあつては
所在地
団体名
代表名 氏 名
(記名押印又は署名)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱第12の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載要領は、別記様式第2号の記のIからVIIに準ずるものとする。

この場合において、同様式中「交付金の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があつた場合についてのみ添付すること。

〇〇年度福岡県消費・安全対策交付金事業遅延届出書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

その他の事業実施主体にあつては
所在地
団体名
代表名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱第 14 の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 事業の遂行状況

区分	目的及び 目標	総事業費	事業の遂行状況				備考
			〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 食料安全 保障確立 対策推進 交付金	福岡県消費・安全 対策交付金交付等要綱の別表 1 の目的及び目 標の欄に掲げる 事業を記載する	円	円	%	円		
2 食料安全 保障確立 対策整備 交付金	同上						

（注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

その他の事業実施主体にあつては
所在地
団体名
代表者 氏 名

〇〇年度福岡県消費・安全対策交付金の交付金交付決定前着手届

消費・安全対策交付金事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手いたしたいのでお届けします。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

目標及び事業メニュー	事業実施主体	事業内容	事業量	事業費(円)	着 手 予 定 年 月 日	完 了 予 定 年 月 日	理 由

注) 目標及び事業メニュー、事業内容は福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱別表1に準じて記入すること。

〇〇年度福岡県消費・安全対策交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

（その他の事業実施主体にあつては
所在地
団体名
代表名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱第 15 第 5 項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年 11 月 30 日 現在

区分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備考
			11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 食料 安全保 障確立 対策推 進交付 金	福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	%	円		
2 食料 安全保 障確立 対策整 備交付 金	同上						

(注) 1 区分の欄は、別記様式第 2 号の記の「Ⅲの 経費の配分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業に要した支払金額）を記載すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

〇〇年度福岡県消費・安全対策交付金の概算払請求書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

その他の事業実施主体にあつては
所在地
団体名
代表名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱第 15 第 5 項の規定に基づき、〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日

区 分	目的及び目標	総 事 業 費	(A) 交 付 金 額	交 付 金 中 ○割 相 当 額	(B) 既受領額		遂行 状況 報告	(C) 今回請求額		A)-(B)-(C) 残 高		事業 完了 予定 年月日	備考
					金額	出来高		11 月 30 日現在 の出来 高	金額	○ 月 ○ 日 現在 の 予定 出来高	金額		
1 食料 安全保 障確立 対策推 進交付 金	福岡県消費・安全 対策交付金交付 等要綱の別表 1 の目的及び目標 の欄に掲げる事 業を記載する	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
2 食料 安全保 障確立 対策整 備交付 金	同上												

- (注) 1 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 下線部は、福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱第 15 第 5 項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

〇〇年度福岡県消費・安全対策交付金事業実績報告書

番 号

年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

（ その他の事業実施主体にあつては
所在地
団体名
代表名 氏 名 ）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり実施したので、福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱第 17 第 1 項の規定により、その実績を報告する。（なお、併せて未受領額〇〇〇〇円の交付を申請する。）

記

- （注） 1 記の記載要領は、別記様式第 2 号の記のⅠからⅦに準ずるものとする。なお、その際、別記様式第 2 号のⅢについては、「交付金の内容及び計画」を「交付金の内容及び実績」と読み替えるものとする。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。また、このほか福岡県が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
- 5 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があつたものについては、必要書類を添付すること。
- 6 環境負荷低減の取組については、関係書類として別記様式第 2 号別添（クロスコンプライアンスチェックシート）を添付すること。
- 7 地域での食育の推進については、事業の実施結果と併せて効果測定等の結果について詳細を記載すること。

〇〇年度 福岡県消費・安全対策交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名
（その他の事業実施主体にあつては
所在地
団体名
代表名 氏 名）

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱第17第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業 に要する 経費（A）	国庫交付 金	（A）のうち 年度内支出 済額	概算払受入 済額	（A）のうち 未支出額	翌年度繰越 額	
1 食料安全保障確立 対策推進交付金 翌年度繰越分 年度内完了分	円	円	円	円	円	円	
2 食料安全保障確立 対策整備交付金 翌年度繰越分 年度内完了分							
合 計							

（注）1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

〇〇年度福岡県消費・安全対策交付金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

（その他の事業実施主体にあつては
所在地
団体名
代表名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定の通知があつた福岡県消費・安全対策交付金について、福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱第 17 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--------------------------------|---|---|
| 1 | 適正化法第 15 条の交付金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合員等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署の受付済のもの)

(2) 付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は、所得税）確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受付済のもの）
- (3) 事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- (注) 1 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
- 2 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

財 産 管 理 台 帳

市町村等名 _____

事業実施年度			年度			農林水産省所管交付金名											
事業種類	事業の内容					工期		経費の区分					処分制限期間		処分の状況		備考
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	経費内訳				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									交付金 (国費相当額)	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	計																
合 計																	

(注) 1 事業の種類欄は、福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱の別表 1 の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載すること。
2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
4 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

別記様式第 12 号

年度

消 費 ・ 安 全 対 策 交 付 金 調 書

県			市町村等名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付金 事業名	交付決 定の額	交付率	科 目	予 算 現 額	収 入 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫 交付金相 当額	支 出 額	うち国庫 交付金相 当額	翌年度 繰越額	うち国庫 交付金相 当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 「交付金事業名」欄には、福岡県消費・安全対策交付金交付等要綱の別表 1 の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載するほか、当該交付金に要する経費の配分を記載すること。
- 2 「科目」の欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に記載した経費に対応する都道府県等の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事務に係る都道府県等の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第 13 号 - 1

福岡県消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）の成果及び評価報告書（ 年度）

事業実施主体名： (所在地： 県 市)

区 分		目標値及び実績				事業実績		備 考
目 的	目 標	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	
Ⅰ								
	小 計							
Ⅱ								
	小 計							
総 計・総合評価							()	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第 13 号－4 を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第 13 号－4 に基づきそれぞれ記入する。
- 3 特別交付型交付金は別様とすること。
- 4 市町村以外が事業実施主体となる場合は提出を省略できる。

別記様式第 13 号 - 2

福岡県消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）の成果及び評価報告書（ 年度）

事業実施主体名： (所在地： 県 市)

区 分		目 標 値 及 び 実 績				事 業 実 績		備 考
目 的	目 標	目 標 値	実 績	達 成 度	評 価	所 要 額 実 績 (円)	交 付 金 相 当 額 (円)	
Ⅲ								
総 計 ・ 総 合 評 価							()	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第 13 号－4 を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第 13 号－4 に基づきそれぞれ記入する。

別記様式第 13 号－ 3

福岡県消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策整備交付金）の成果及び評価報告書（ 年度）

事業実施主体名：

区 分		目 標 値 及 び 実 績				事 業 実 績		備 考
目 的	施設名	目 標 値	実 績	達 成 度	評 価	所要額 実 績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	
Ⅱ								
総 計 ・ 総 合 評 価							()	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第 13 号－ 5 を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第 13 号－ 5 に基づきそれぞれ記入する。

目標	
事業実施期間 年度	事業実施主体名
事業の実施方法	

目標値					
項 目	現 状	目 標 値	実 績	達 成 度	評 価
<地区推進事業>					

事業内容及び実績額				
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)

事業の成果	
都道府県等による評価の概要	
第三者の主なコメント	国による評価の概要

- 留意事項
- 1 本様式は、事業実施計画を策定した目標ごとに作成するものとし、当該年度分のみを記入する。
 - 2 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として事業実施計画書の内容に対応させる。なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。
 - (1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
 - (2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率（小数点第1位は切り捨て）を記入する。
ただし、特別交付型交付金にあっては、「達成」又は「未達成」と記入する。

(3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。

A……達成度 80%以上

B……達成度 50%以上 80%未満

C……達成度 50%未満

ただし、地域での食育の推進については以下のとおりとする。

また、特別交付型交付金にあっては、「適正」又は「不適正」と記入する。

3 事業内容及び実績額について

(1) 「事業内容」の欄は、当該年度に実施した事業内容のみを記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例：○○に必要な分析機器の導入（地域提案型））。

(2) 「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。

(3) 「左の交付金相当額」の欄には、事業内容ごとに交付金の実績額を記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、その旨がわかるように記入する（記入に当たっては内数とする）。

(4) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。その際、次表の左の欄の目標ごとに実施した事業内容に係る右欄の内容を必ず含めるものとする。

目 標	内 容
農薬の適正使用等の総合的な推進	ア 講習会及び研修会の実施状況（ウ及びツを除く） ・実施回数、参加人数（農家、販売者等の内訳）等 イ 啓発活動の状況 ・用いた広報手段、実施回数又は配布部数等 ウ 農薬適正使用アドバイザー及び農薬管理指導士の認定状況 ・認定研修実施回数、研修対象者数、新規認定者数、総認定者数等 エ 販売者及び使用者に対する実態調査の状況 ・実施対象数、指導の対象数等 オ 農薬残留調査の状況 ・対象の作物名・農薬名、試験設計及び分析結果の概要並びに検査結果の活用状況（基準査定、農薬登録、指導内容への反映）等 カ 農薬の飛散防止技術の効果の確認状況 ・対象の作物名・農薬名、分析点数、対象とした技術、確認結果等 キ 作物群での農薬登録推進のための試験の実施状況 ク 対策等の策定に向けた対策協議会の開催状況 ケ 原因究明のための実態調査の実施状況 ・土壌調査、農作物モニタリング等の調査内容（対象の作物名・農薬名、分析点数等）、調査結果等 コ 農薬による蜜蜂被害の実態調査の実施状況 サ 農薬による蜜蜂被害軽減対策の検討に向けた対策協議会の開催状況 シ 農薬による蜜蜂被害軽減対策の確立状況
家畜衛生の推進	ア 家畜の伝染性疾病の検出割合の減少率 イ 検査件数の増加率
地域での食育の推進	1 事業計画で設定した目標値について、該当する以下の数値を記載すること。 ア 食文化の継承度 （ア）地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している者の割合 （イ）郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている者の割合 イ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 （ア）主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者の割合 （イ）主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代（20～30歳代）の割合 ウ 食育の推進に関わるボランティアの数 エ 学校給食における地場産物等を使用する割合又は学校給食における地場産物活用に向けて検討した品目数 オ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 カ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合 キ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ク 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ケ 農林漁業体験をはじめとする生産者と消費者との交流に参加した者

	の増加割合又は延べ人数
	2 取組事項（取組内容）、実施場所、実施時期・回数、対象者・数

また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。

- 4 「第三者の主なコメント」の欄は、意見を聴いた第三者の氏名、所属名及び役職名並びにその意見を具体的に記入する。
- 5 「国による評価の概要」の欄は、地方農政局等が、国（地方農政局等）の段階における評価の概要を記入するものとし、事業実施主体及び都道府県等は記入しない。
- 6 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料（例えば地図等）を添付する。

別記様式第 13 号—5

目標家畜衛生の推進		事業実施期間		年度		
市町村名		事業実施主体名				
事業の実施方法						
目標値						
項 目		現状	目標値	実績	達成度	評価
事業内容及び実績額						
事業内容		規格・規模等	所要額実績 (円)		左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)

事業の成果	
都道府県等による評価の概要	
第三者の主なコメント	国による評価の概要

留意事項

- 1 本様式は、事業実施計画を策定した目標ごとに作成するものとし、当該年度分のみを記入する。
- 2 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として事業実施計画書の内容に対応させる。なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。
- (1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
- (2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率（小数点第1位は切り捨て）を記入する。
ただし、特別交付型交付金にあっては、「達成」又は「未達成」と記入する。
- (3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
ただし、特別交付型交付金にあっては、「適正」又は「不適正」と記入する。
- A ……達成度 80%以上
B ……達成度 50%以上 80%未満
C ……達成度 50%未満

- 3 事業内容及び実績額について
- (1) 「事業内容」の欄は、当該年度に実施した事業内容のみを記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例：○○に必要な分析機器の導入（地域提案型））。
- (2) 「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
- (3) 「左の交付金交付額」の欄には、事業内容ごとに交付金の実績額を記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、その旨がわかるように記入する（記入に当たっては内数とする）。
- (4) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。その際、次表の事業内容に係る右欄の内容を必ず含めるものとする。

目 標	内 容
家畜衛生の推進	施設の活用によるバイオセキュリティの向上率

- また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。
- 4 「第三者の主なコメント」の欄は、意見を聴いた第三者の氏名、所属名及び役職名並びにその意見を具体的に記入する。
- 5 「国による評価の概要」の欄は、地方農政局等が、国（地方農政局等）の段階における評価の概要を記入するものとし、事業実施主体及び都道府県等は記入しない。
- 6 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料（例えば地図等）を添付する。